

令和4年度の変更内容

1. 事業要件の一部変更（みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産の実施）

本交付金では、これまで「国際水準GAPの実施」としていた事業要件を、みどりの食料システム戦略を踏まえ、「持続可能な農業生産に係る取組を実施すること」に変更することとしています。実施すべき持続可能な農業生産に係る取組を定めた「みどりのチェックシート」に基づいて、自身の農業生産活動を点検していただく必要があります。

令和4年度からの事業要件 ①～③のすべてを実施していただく必要があります

- ① **持続的な農業生産活動に関する研修の受講（以下のいずれか）**
 - ・ 地方公共団体等が主催する対面研修（GAP指導員等による研修）
 - ・ 農林水産省が提供するオンライン研修 等
- ② **みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産に係る取組の実施**
取組項目：化学合成農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、温室効果ガス・廃棄物の排出削減、農作業安全
- ③ **実施した取組について、みどりのチェックシートを用いて点検・提出**
 - ・ 実施項目をチェックし実施状況報告書等と併せて提出
 - ・ 各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管



燃費を良くしてCO2削減！シートベルトもしっかり着用！

チェックシートは全項目のチェックが必要です

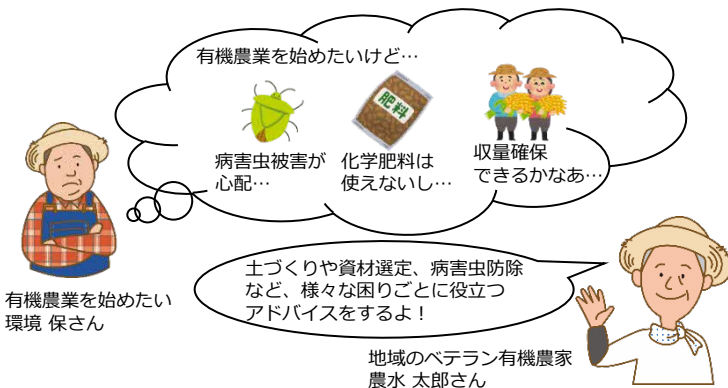


2. 有機農業の取組拡大に向けた支援（取組拡大加算の新設）

新たに有機農業に取り組む農業者の円滑な取組開始・定着においては、地域の既存の有機農業者からの技術面でのサポートが重要です。このため、有機農業の拡大に向けて、以下の加算措置を新設します。

対象活動・交付単価

- 本交付金を受給している農業者団体が、令和4年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動
※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外の取組に限る）を実施する必要があります。
- 活動を行った農業者団体に対して **指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10a** を支援



3. 電子申請の開始

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による本交付金の電子申請を令和4年度から開始します。電子申請には、デジタル庁が提供するgBizIDの取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。

※現在、電子申請を利用可能な市町村は限られますので、eMAFFの利用可否を事前にご確認ください。



gBizIDの詳細はこちら

農林水産省 農産局 農業環境対策課

☎ 03-6744-0499



検索 環境保全型農業直接支払

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

農林水産省

